

## 中間とりまとめ案からの修正点（案）

迷惑メール問題の現状として、児童買春等の青少年への悪影響が大きな問題となっている状況について説明を補足する。

P5(2) : 2段落目の次に以下の段落を追加。

特に、出会い系サイトでの犯罪(児童買春、性暴力等)の被害者における未成年者の比率が非常に高いことなどに鑑みると、単に迷惑な広告宣伝というにとどまらず、特に未成年者を対象とした犯罪の温床となっていると考えられるという特徴が見られる点も問題となっている。

S M T P ・ S M S 以外の通信方式による電子メールでの迷惑メールの問題が生じた場合についても随時検討すべき旨の記述を追加する。

p13 : 本文の最後に以下の段落を追加。

なお、SMTPやSMS以外の通信方式を採用している電子メールサービスについても、その普及状況、利用の実態、技術方式の特徴等を踏まえ、広告宣伝メールの送信への利用が顕著となった場合には、個別に検討を行うこととするのが適当と考えられる。

事業用アドレスあて送信について、取引や利用の実態等に応じて適用を除外することが適当な事例についての整理の必要性の記述を充実させる。

p15 : 最後の段落を以下のように修正。

修正案	中間とりまとめ案の記述
<p>事業用メールアドレスで送受信される電子メールのうち、受信者の営む事業に関連して取り交わされるものの扱いについては、現在の特定電子メールの定義においても、「その広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者」に対する送信については対象とならないものと規定されている(法第2条第2号ロ)が、この「取引関係」の範囲は、個人が私的に利用している場合に比べ広い範囲を指すこととなると考えられる。</p> <p>そのため、社会における取引の態様、事業用メールアドレスの利用の実態などを踏まえ、正当な商行為を阻害することのないよう、この「取引関係」に含まれる範囲についてできる限り明確にするとともに、これに含まれないものであって表示義務等の規制を課すことが適当ではない類型としてどのようなものが想定されるかについて整理することが必要と考えられる。</p>	<p>事業用メールアドレスで送受信される電子メールのうち、事業に関連して取り交わされるものの扱いについては、現在の特定電子メール法の定義においても、「その広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者」に対する送信については対象とならないものと規定されている(法第2条第2号ロ)ことを踏まえ、この規定に該当することとなる取引関係の具体的内容についてできる限り明確にするとともに、これに含まれないものであって表示義務等の規制を課すことが適当ではない類型としてどのようなものが想定されるかについて整理することが必要と考えられる。</p>

オプトイン方式について、オプトアウト方式との制度面での差異を明確にするとともに、今後の継続的な検討に関する記述を追加する。

p23 : 「現状」の最後に以下の注を追加。

**注：オプトイン方式**

あらかじめメールの受信を承諾している者に対してのみ送信を認める方式。

承諾を得ずに広告宣伝メールの送信をした場合は違法であるほか、承諾を得て送信している広告宣伝メールに受信拒否の連絡方法等の表示義務を課している。

**オプトアウト方式**

メールの送信者に受信拒否の意思を伝えた場合、以後の送信を認めない方式。

承諾を得ず送信している広告宣伝メールにそれが広告宣伝メールである旨(我が国では「未承諾広告」)や受信拒否の連絡方法等の表示義務を課しており、これを満たさない場合は違法となる。

p24：最後の段落を以下のように修正。

修正案	中間とりまとめ案の記述
<p>また、現在の迷惑メールの大きな問題点が送信行為の巧妙化・悪質化により送信者が自己の情報を隠蔽することにより違法な広告宣伝メール等に対する取り締まりや事業者による対応が困難となっている点にあると考えられるため、当面は現行のオプトアウト方式を維持してその取り締まりを着実に行うことが適当であると考えられる。</p> <p>なお、迷惑メール対策については国際的な整合性・協調体制も重要であることから、オプトイン方式の採用国における取り締まりの効果を注視するとともに、我が国でオプトイン方式を採用した場合において電子メールを利用した正当な営業活動にどの程度の影響が生じるか等についても考慮しながら、迷惑メール対策の実効性を確保するためにオプトイン方式の採用の是非について継続的に検討することが必要であると考えられる。</p>	<p>したがって、オプトイン方式の採用国での導入による取り締まりの効果とともに、仮に我が国でオプトイン方式を採用した場合において、正当な電子メールを利用した営業活動にどの程度の影響が生じるか等についても考慮しながらその有効性を引き続き注視することが必要であり、当面は現行のオプトアウト方式を維持してその取り締まりを着実に行うことが適当であると考えられる。</p>